

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「鶴の里」潤いとやすらぎの農村環境再生計画

2 地域再生計画の策定主体の名称

青森県北津軽郡鶴田町

3 地域再生計画の区域

青森県北津軽郡鶴田町の全域

4 地域再生計画の目標

鶴田町は青森県津軽平野のほぼ中央にあり、面積 46.38 km²で、東西に 13.4 km、南北に 6.75 km と東西に長くのび、町の中央部を世界遺産で有名な白神山地を源とする一級河川の岩木川が南北に流れ、南西部には津軽富士と称される岩木山を見渡し、その麓には津軽富士見湖がある。

人口は 15,451 人(平成 17 年 7 月 1 日現在)で、農業を基幹産業とする町である。基幹作目はコメとリンゴで、作付面積は町総面積の約 6 割を占めているが、昭和 45 年頃からはスチューベンぶどうに転作する農家が増え、今では 78 ヘクタールにスチューベンが作付けされ、その生産量は 846 t にも及び、スチューベン品種では日本一の生産量となっている。

当町では、町名の由来がその昔、鶴が飛来していたことから、“再び鶴が舞い降りるようになってほしい”と、「鶴と国際交流の里づくり構想」に基づき、野鳥の宝庫である津軽富士見湖畔を中心に、自然環境の保全等を考慮した各種事業を実施してきた。

近年、当町では都市化が進み、生活様式の変化から農業用排水路や河川などの水質汚濁に加え、雨水流出量の増加を招き、農村の生活環境や農産物の生産に悪影響を及ぼしている。このような状況に対処し、緑豊かな自然環境の保全をはじめ、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全並びに雨水排除による、生活環境の再生が急務となっている。

このため当町では、昭和 63 年度から污水处理施設の整備を進めており、平成 3 年度には農業集落排水施設の供用を開始、平成 4 年からは新たに公共下水道事業に着手し、平成 11 年 4 月に一部供用開始しているが、今後、污水处理施設のさらなる普及促進を図るため、農業集落排水施設及び公共下水道の一体的な整備を加速し、地域住民が安心して快適に暮らせる生活環境づくりを展開する。

こうして、河川等の水質向上により、水辺空間をはじめとした豊かな自然環境を保全するとともに、農業用水の水質を向上させることで、安心安全な農作物の生産

につなげる。さらには雨水排水整備による農地保全に取り組みながら、施設農業の拡大やブドウ産地化などの農業振興施策をより効果的に推進し、町の基幹産業である農業の振興に寄与する。

以上のような取り組みにより、住民に潤いとやすらぎを与え、水と土を守り育む、豊かで美しいふるさとづくりを実現させ、活気に満ちた農村環境を再生する。

【目標数値】

- ・今後6年間で汚水処理施設（公共下水道770人、農業集落排水施設1,048人）を整備し、汚水処理人口普及率を現状の55.4%から67.1%に向上させる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理施設整備交付金を活用し、生活環境の向上とともに、河川等の水質保全のため、公共下水道と農業集落排水施設を一体とした汚水処理施設の整備、処理区域の拡大、水洗化の普及促進を行う。

公共下水道は、鶴田処理区内の本町の一部と山道地区について認可区域の拡大をし、(平成17年9月30日変更認可)整備するとともに、上三地区(平成15年4月1日東北農政局長から事業採択通知済み)及び水元地区(平成18年1月12日東北農政局長から事業採択通知済み)で農業集落排水施設の整備を進め、汚水処理人口普及率・住居環境の質の向上を図り、「潤いとやすらぎの農村環境整備」を進める。

また、幹線道路に接続する排水路の整備をはじめ、施設農業やブドウ産地化の拡大、さらには地域住民や中学生らによる河川等の整備・利活用などを展開し、防災、農業振興、環境保全等を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

事業箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・いずれも鶴田町

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設

[事業区域]

- ・公共下水道 鶴田処理区(本町の一部と山道地区)

- ・農業集落排水施設 上三地区、水元地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～平成22年度

[整備量]

- ・公共下水道

管 路	L=5,745m
処理人口	770人
- ・農業集落排水施設

管 路	L=9,475m
処 理 場	2カ所
処理人口	1,048人

[事業費]

- ・公共下水道

事業費	778,000千円（うち、交付金 389,000千円）
単独事業費	67,000千円
 - ・農業集落排水施設

事業費	2,043,300千円（うち、交付金 1,021,650千円）
単独事業費	53,000千円
- 合 計
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 事業費 | 2,821,300千円（うち、交付金 1,410,650千円） |
| 単独事業費 | 120,000千円 |

5-3 その他の事業

- ・排水路整備

県道胡桃館・鶴田線をはじめとする、主要幹線に接続する排水路の整備を行う。
- ・施設農業拡大対策

野菜・花き栽培をはじめとした施設農業の普及・拡大を図るため、施設栽培の省力化・コスト低減と高品質・安定生産、地域特性の可能性を延ばす施設（パイプハウス等）の整備を行う。
- ・ブドウ産地化対策

スチューベンぶどう及びワイン用ぶどうの生産拡大を支援する。
- ・水辺の学校プロジェクト

地域住民及び中学生らによる河川の環境整備・利活用を行う。

6 計画期間

平成17年度から平成22年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標に照らして、計画終了後に調査を行い、必要に応じて事業内容の見直しを図るため、町・関係機関等で構成する「地域再生計画評価委員会（仮称）」を設立し、本計画の評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし